

各都道府県介護保険担当課 御中

介護保険最新情報

今回の内容

1. 臨時特例交付金に係るQ&Aについて
2. 介護保険条例参考例の訂正について

(合計 本紙含め6枚)

vol. 34

平成12年2月1日

厚生省介護保険制度実施推進本部

* 管下市町村に速やかにFAX送信いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成12年2月1日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

臨時特例交付金に係るQ & A（その3）について

臨時特例交付金に係る質問のうち、都道府県から照会の多いものについて、別添のとおりQ & A（その3）を作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容御了知の上、適切に対応していただきますようお願い申し上げます。

臨時特例交付金に係るQ & A集（その3）

	質 問	回 答
30	<p>例えば、各納期の保険料額の端数を100円単位に合わせることで平成13年度前半の各納期の保険料額が平成13年度後半の各納期の保険料額の1/2とならない場合が有り得る。100円単位の端数処理は行えないのか。</p>	<p>端数処理によって平成13年度前半の各納期の保険料額が平成13年度後半の各納期の保険料の1/2にならない場合も有り得る。 ※なお、納期ごとの徴収額は、保険料額の年額を納期数で除して得た額として均等な額で設定することが基本であるが、その際に生じる端数については、例えば100円未満の端数をすべて最初の納期に係る金額に合算することも可能である。</p>
31	<p>平成12年度後半の各納期の保険料額と平成13年度前半の各納期の保険料額が一致しなくてもよいのか。</p>	<p>年度前半の納期数と後半の納期数が異なる場合等には、お示ししている方法により各納期の保険料額の算定を行っても、平成12年度後半の各納期の保険料額と平成13年度前半の各納期の保険料額が一致しないことが有り得る。</p>
32	<p>暫定賦課を行った場合、平成13年度前半の各納期の保険料額について平成13年度後半の各納期の保険料額の1/2とならない場合が有り得るが、それでよいのか。</p>	<p>御指摘の場合には、以下の①または②の方法により処理されたい。 ①平成13年度の保険料賦課額から暫定賦課で徴収した分を控除した額について、年度前半の各納期毎（暫定賦課の納期を除く。）に係る保険料額と年度後半の各納期の保険料額が1：2となるように各納期の保険料額を設定する。 ②平成13年度前半の1納期当たりの平均保険料額（暫定賦課に係る保険料を含む）と平成13年度後半の1納期当たりの保険料額とが1：2となるように暫定賦課後の納期ごとの保険料額を設定する。 ※①は、平成12年度から平成13年度にかけて保険料の段階が変わった者は、平成13年度後半の1納期当たりの保険料額が、保険料の段階が変わらない者の当該額（通常は平成14年度の1納期当たりの保険料額と同額となる）と異なることとなること、 ※②は、納期数によっては、年度前半の暫定賦課を行った後の納期に係る保険料額が設定できなくなる場合があり得ることに留意が必要である。</p>

33	平成12年度において10月に納期を設定せず11月からとすると、交付金減額の対象となるのか。	御指摘の場合には、臨時特例交付金の減額の対象とはならない。
34	例えば平成13年度の保険料のある納期が9月15日から10月5日までとなっている場合、当該納期の保険料額は平成13年度前半と後半のどちらの保険料額とするのか。	納期限である10月5日が属している年度後半の保険料額となる。
35	<p>特別枠の小規模保険者分及び療養型病床群分の交付を受けることにより、</p> <p>平成13年度前半の各納期毎の保険料額 : 平成13年度後半の各納期毎の保険料額</p> <p>= 1/2 : 1</p> <p>とならない場合が有り得るが、交付金は減額にならないと考えてよいか。</p>	<p>特別枠のうち、小規模保険者分及び療養型病床群分については、平成13年度後半から平成14年度にかけての保険料軽減に充てることを目的として交付されるものであり、その結果として、これらの交付対象となる市町村においては、御指摘のようなことになることは当然想定されており、臨時特例交付金の減額の対象になるものではない。</p> <p>また、御指摘のような場合には、</p> <p>12年度の保険料額 : 13年度の保険料額 : 14年度の保険料額 = 1/4 : 3/4 : 1 とならない。</p>
36	特別枠の小規模保険者分及び療養型病床群分の交付を受ける市町村において、平成13年度に条例準則どおりの月割賦課（年度途中の資格喪失）を行うと、13年度後半以降の保険料軽減に係る交付金を13年度前半分に充当してしまうことになるが、差し支えないか。	差し支えない。
37	準備経費をシステム改修分に充ててよいか。	差し支えない。
38	準備経費やシステム経費を保険料軽減に充ててよいか。	保険料の軽減は施行準備には当たらないと考える。
39	広域連合が保険者となる場合、臨時特例交付金のうち、保険料軽減に充てる分は直接広域連合で受け入れるが、システム改修の部分は、各市で改修することとなるので、各市町村に交付していただくこととしたいが、可能か。	このような場合には、各市町村毎に交付することとしたいと考えているが、臨時特例交付金の交付対象事業は、基金の造成であるので、この場合でも、各市町村毎に基金を設けていただくことが必要である。

40	上記の場合に、システム改修は平成11年度中に執行するつもりなので各市には基金を設ける必要はないと考えているが、それでよいか。	臨時特例交付金の交付対象事業は基金の造成であり、御指摘のような場合であっても基金を設けていただくことが必要である。
41	特例交付金は実際にはいつごろ交付されるのか。	3月中旬を予定している。

事務連絡
平成12年2月1日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生省老人保健福祉局
介護保険制度施行準備室

介護保険条例参考例の訂正について

平成12年1月26日付事務連絡にて通知した介護保険条例参考例について、下記の点に誤りがあったため、訂正願いたい。

記

第17条第3項中（括弧書きの場合を含む。）「第一号被保険者（第一項に規定する者を除く。）に係る保険料」とあるのは「第一号被保険者に係る保険料」の誤り。

<p>十 介護給付等対象サービスの内容 介護給付等対象サービスの内容 介護給付等対象サービスの内容 介護給付等対象サービスの内容</p>	<p>十一 都道府県介護保険事業支援 計画の作成の時期</p>	<p>十二 都道府県介護保険事業支援 計画の期間及び見直し時期</p>	<p>十三 都道府県介護保険事業支援 計画の達成状況の点検</p>	<p>十四 その他介護保険事業に係る 保険給付の円滑な実施を支援す るために都道府県が必要と認め る事項</p>
<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、 介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の 介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介 護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関 する事項を定めること。</p>	<p>なお、介護給付等対象サービスとの適切な利用を促進する 方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行う ことが出来る体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めるこ と。</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直し時期 を定めること。</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係 る市町村の点検を基礎として、各年度における都道府県介 護保険事業支援計画の達成状況を点検する方法等を定める こと。</p>

<p>十 介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項</p>	<p>介護保険施設に関する情報の提供のための体制の整備、介護保険施設相互間の情報の交換のための体制の整備等の介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項を定めること。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。</p>
<p>十一 都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期</p>	<p>と、都道府県介護保険事業支援計画の作成の時期を定めること。</p>
<p>十二 都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期</p>	<p>都道府県介護保険事業支援計画の期間及び見直しの時期を定めること。</p>
<p>十三 都道府県介護保険事業支援計画の達成状況の点検</p>	<p>各年度における市町村介護保険事業計画の達成状況に係る市町村の点検を基礎として、各年度における都道府県介護保険事業支援計画の達成状況を点検する方法等を定めること。</p>
<p>十四 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項</p>	<p>介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の趣旨の普及啓発その他の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するために都道府県が必要と認める事項を定めること。</p>